### 琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における 引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶 を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)について次のとおり指示する。

令和5年10月日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口孝男

#### 1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和5年12月1日から令和6年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)(以下「引縄釣等」という。)を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
- (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別記様式第1号または別記様式第2号により委員会宛てに申請しなければならない。
  - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者(以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。)
  - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者(以下「遊漁船業者」という。)
- ③ 承認の取得義務
  - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認 は1人当たり1件とする。
  - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
- (4) 承認期間 プレジャーボート使用者においては令和5年12月1日から令和6年6月30日まで、遊漁船業者においては令和5年12月1日から令和6年9月30日までとする。
- (5) 承認数
  - ア プレジャーボート使用者の承認数は申請が 1,900 件に達した日までに受け付けた数以内とする。
  - イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
- (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
- (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
  - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認1件当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあっては、乗客1人当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
  - イ 釣針の数は、竿1本につき1個(シングルフック)とする。
- (8) 保持(キープ) および持ち帰ることができるビワマスの数
  - ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認 1件につき1日当たり5尾までとする。
  - イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客1人につき1日当たり5尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
- (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
- (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
  - ア インターネット (ビワマス採捕報告専用ページ) による報告
  - イ 採捕状況報告書(プレジャーボート使用者にあっては別記様式第3号、遊漁船業者にあっては別記様式第4号)の提出による報告
- (11) 章旗の返納 1(1)の承認により交付した章旗は、別に定める期限までに返納しなければならない。
- (12) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から1キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和5年12月1日から令和6年11月30日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消しまたは次回の承認をしない措置をとることがある。

様式第1号(プレジャーボート使用者用)

## 引縄釣等承認申請書 (プレジャーボート使用者用)

年	月	В

( H-	
( 7 <del>0</del> 17 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47	

(

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	Ŧ		
住 所			
ふりがな			
氏 名			
年 齢			
電話番号			
E — mail			
R4-5シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

1	使用	月する船の形態	(アまたはイを選択して	ください。	複数選択可。	友人等の船の場合はア	を選択してください。
	ア	個人所有の船	出航予定港	(		)_	
	イ	貸船業者の船	利用される貸船業者名	(		)_	
2	採指	計画					

(2) 引縄釣等を行う予定の月(遊漁期間) (該当の月に〇、複数の月でも回答可。)

	R 6					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)

(事務局使用欄) 記入しないでください。

(		- 1	
受理日	整理番号	承認番号	備考

# 引縄釣等承認申請書 (遊漁船業者用)

年.	月	目
4	Н	

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	₹			
住 所				
ふりがな				
代表者氏名				
電話番号				
E — mail				
R4-5シーズン承認		あり	なし	(いずれかに○)

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので 申請します。

記

1 申請内容(遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと)

(1)	遊漁船登録番号	
(2)	代表者氏名	
(3)	営業所名	
(4)	営業所住所	
(5)	営業所電話番号	
(6)	使用船名	
(7)	遊漁船業務主任者氏名	

2 R4-5シーズンの出船回数

ī

3 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う主な水域 (記入例:竹生島周辺、姉川沖など)

)

(2) 月別の出航予定日数

R 5	R 6								
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

### 引縄釣等の採捕状況報告書 (プレジャーボート使用者用)

承認番号	第	号
氏 名		

釣行無しの方は1 と記入してください→

	ビワマ	た数)	持ち帰り		使用した船	
	引縄釣 (トローリング)	ジギング釣り	その他釣り	尾数	釣行水域	個人所有・貸 船
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		
月日	尾	尾	尾	尾		

- 出航目ごとに記入してください。
- 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、ビワマス 採捕報告専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。
- 本様式は機械で読み取ります。「釣行水域」欄・「使用した船」欄以外の欄には<u>数字以外の文字を書かないようにお願いいたします</u>(~尾、~本、第~号などの文字や斜線、○や×の記号など)。
- 当委員会事務局の承認を受けたガイド船 (遊漁船業者船) に乗船して採捕したビワマスについては報告不要です。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局(滋賀県庁水産課内) 電話 077-528-3872

様式第4号(遊漁船業者用)

### 引縄釣等の採捕状況報告書 (遊漁船業者用)

承認番号	Y		号
代表者氏名		:	
船名			

		ビワマス採捕尾数				
	乗客数	引縄釣 (トローリング)	ジギング釣り	その他釣り	持ち帰り尾数	釣行水域
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	
月日	人	尾	尾	尾	尾	

- 全ての出航日について記入してください。同日に複数回出航した場合は別々に記入してください。
- 使用した船ごとに採捕状況を記入してください。
- 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、ビワマス 採捕報告専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局(滋賀県庁水産課内) 電話 077-528-3872